

和歌山県立医科大学大学院医学研究科委員会規程

制 定 昭和35年3月21日和医大規程第10号  
最終改正 平成27年3月31日和医大規程第83号

- 第1条 この規程は、和歌山県立医科大学大学院学則（平成18年和医大規則第1号）第38条第2項の規定に基づき、大学院医学研究科に関する学事管理を行うため、本学に大学院医学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。
- 第2条 医学研究科に医学研究科長を置き、医学部長をもって充てる。ただし、医学部長が研究科を担当する教授でないときは、当該研究科の教授をもって充てる。
- 第3条 研究科委員会は、大学院医学研究科を担当する本学医学部の教授をもって組織する。
- 2 医学研究科長は、必要があるときは、前項の委員以外の者を委員に加えることができる。
- 第4条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 大学院学生の入学及び課程の修了  
(2) 学位論文審査及び学位の授与  
(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び医学研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 第5条 医学研究科長は、会議を招集してその議長となる。
- 2 医学研究科長に事故あるときは、あらかじめ医学研究科長が指定した委員が議長の代理となる。
- 第6条 研究科委員会は、必要に応じて随時開会する。
- 第7条 研究科委員会の成立は、定数の3分の2以上の出席による。ただし、海外旅行中又は休職中の教授を除く。
- 第8条 研究科委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。ただし、学位論文の審査においては、出席者の3分の2以上の同意があることを要する。
- 第9条 研究科委員会は、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

附 則

この規程は、昭和35年3月21日から施行する。

附 則（昭和45年6月17日和医大規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。